

第1回 障害者の安心施策検討会 会議録

日時:平成26年6月18日(水) 18:30~19:50

場所:宇部市役所 2階 第2会議室

出席者:別紙委員名簿の13委員

市 障害福祉課 松谷課長、谷課長補佐

清水係長、西條係長

特別支援教育推進室 古富室長、常西補佐

1 「障害者の安心施策検討会（仮称）」について

(事務局)

- ・別添資料「障害者の安心施策検討会（仮称）委員名簿」に基づき、各委員を紹介
- ・「障害者の安心施策検討会」（以下、「検討会」という。）の設置目的について説明
- ・本検討会の座長について、「座長 土屋委員」を提案し、全会一致により承認される

2 「障害者の安心施策立案検討会」等の経過報告について

(事務局) 別添資料「宇部市心身障害者福祉手当について」及び「障害者の安心施策立案検討会報告」に基づき説明

■質疑応答等

- 宇部市心身障害者福祉手当(以下、「市手当」という。)の財源は、新たな施策の実施のために有効活用すると考えていいのか。

(事務局)約3,000万円であるが、その方向で考えている。

- 新しい制度に転換することで、一歩進んだ市になろうということか。

(事務局)それもあるが、市手当については、身体・知的障害の一部の方のみが対象であり、障害者自立支援法では3障害一元化、また、障害者総合支援法では難病も加わっており、公平性の点からも問題があることから、まずは市手当の廃止、それから廃止をするだけでなく、市手当の予算については、新しい施策を作っていこうということで、検討会を設けて、これから制度を具体化していこうと考えている。

- 県内他市の状況はどうなのか。3障害を含んでいるのか。

(事務局)市によって差があったと思う。

- 障害者自立支援法以前の制度に基づいてできた制度なので、3障害には対応できていないはずである。

- 平成24年10月23日の障害福祉施策の見直しに関する検討会の報告では、施策が「障害福祉サービス」、「就労・社会参加」、「バリアフリー」の3本柱だったと思う。その中で、「障害福祉サービス」が「安心施策の4事業」について(案)の中の「障害者24時間安心サポート事業」(以下、「1の事業」という。),「就労・社会参加」が「サポート教員配置事業(学習支援員の配置)」(以下、「2の事業」という。),「バリアフリー」が「児童生徒の障害者理解促進事業」(以下、「4の事業」という。),4つ目が「その他」ということで、「こども発達相談機能充実事業」(以下、「3の事業」という。)が新しく事業立てされたと思っている。発達障害に特化するということが、全ての障害に対してというところと矛盾

するのではないか。

(事務局) 別添資料「障害者の安心施策立案検討会報告」の8ページの4つの施策として、立案検討会の中で検討されてきたところである。

●「3の事業」を見ると、こどもに限定しているのは何故なのかと思う。様々な発達障害に対する支援はしていかなければいけないので、こういった事業は必要だとは思いますが、ひきこもっている方の30代40代の方たちは、発達障害の方が多い。そういった方たちは、診断名も付いていないので、なんの支援策もない。これから支援に取り組んでいこうと思うが、この枠組みで見ると、こどもに限定している。そういった方たちに対しての施策は何もないのか。もう少し対象者の範囲を広げていただきたいと思う。

●発達障害と言われ始めたのがここ4、5年くらい、もう少し専門にされている先生方からすれば10年くらい、というイメージがある。発達障害が増えているのではなくて、発達障害という新しい考え方が入ってきて、過去に見逃されていて今40代50代になっている方がいっぱいいる。

発達障害に関する分かりやすい資料等があれば、配布していただくとありがたい。

●「3の事業」に関しては、もう少し幅を広げるといえるか、対象拡大をして充実事業というふうにすると、一歩進んだ事業になるのかなと思う。

●福祉の立場からすると、精神障害者については「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」があり、発達障害者については「発達障害者支援法」がある。それぞれの法律に基づいて考えているので、福祉サイドの施策・制度に基づいて議論を進めていただきたい。

●今回の検討会のメンバーは、昨年からの方がほとんどか。

●半分くらいである。去年も安心施策について検討したが、もう一回福祉という概念に立ち戻って、市手当の代替案をもう一回白紙からやり直す、ということである。

3 安心施策の実施に向けたスケジュールについて

(事務局) 別添資料「安心施策の実施に向けたスケジュール」について説明

4 「安心施策の4事業」について

(事務局) 別添資料「安心施策の4事業」について(案)」について説明

・「安心施策の検討例(参考)」における、単価・日数等の数値についてはあくまでも参考であり、今後変更があることをご了解いただきたい。

■質疑応答等

●「1の事業」の対象の障害者は。

(事務局) 特に限定はしていない。

●どの事業もすごく素晴らしくて、やっていかななくてはいけない事業だとは思いますが、市手当を廃止にしてまで、その枠でやるべきものなのか。市の発達障害に対する取り組みというのは、この市手当の廃止になった予算で賄わないといけないものなのか。また、別のところから予算を取ってきてやるべきものなのか。予算がないからここに入ってきているのだろうが、果たしてこれでいいのだろうか。特に「2の事業」は、やっている市町村はたくさんあり、幼稚園にまで配置しているところもある。他市町村がどこから予算を取ってきてやっているかはよく分からないが、そもそも市手当の代わりにするべきものなのか。

「3の事業」の目的の中に「拠点施設として」とあるが、この事業に対しての目的説明としてはおかしいと思う。あと、発達障害に関する就労支援では、概ね30代というところでは、若者サポートステーションも支援を行っており、その辺との兼ね合いを保ちつつ体制を整えないといけないような気がする。

●どれもいい事業だとは思いますが、利用者側・家族・関係者も含めて、制度の周知をどのようにするのか。どのような事業があり、どのような場合に使えるのか。それから、それに関連する経費だとか、誰がどの程度それをしてくれるのか。やはり、適切な情報提供がされないと、利用者の方が知らないばかりに出来ない、ただやっていますよ、ということでは、きちんとしたい事業に発展していかないと危惧している。だから、これは多くの住民の方々に理解していただくための情報提供、普及啓発をどのように考えているのか。例えば、色々なリーフレットとかそういったものについてもやはり必要になると思う。そういったものが内訳の費用の中に全く出ていないので、是非それは計上していただいて、しっかり周知を進めていただきたい。

●会でアンケートを実施している。概ね4つの事業に関しては重要だろうという意見であったが、中には、市手当の廃止に反対という意見もあった。

「1の事業」について、「予算が拡大するのが心配だが、重度の方も利用するから、重度加算という形で少し予算を計上した方がいいのではないか。」「2の事業」について、「サポートをする立場から、短時間で就労できることはありがたい。」「4の事業」について、「是非行って欲しいが、事前事後学習ということについて、もう少しきちんとしていけないといけないのではないか。一回だけでいいのか。誰がどのように進めていくのか。」といった意見があった。

●「1の事業」について、緊急時いつでも受け入れができる体制を作るということは、24時間受け付ける窓口というシステムがなければできないので、そのあたりはどのようにするのか。

「3の事業」について、これだけの事業をやっていくところのイメージがわからない。どういったところがこれだけの事業を引き受けることができるのか見えてこない。大きな事業が色々あるので、それが全部できるのか、どういったところを想定しているのかが見えない。

●「3の事業」について、市はどういったところを想定しているのか。例えば、こころの医療センターとか宇部フロンティア大学とか山口大学とか、そういう教職員の先生方とかどういったところをあてにしているのか。

(事務局) まだはっきりとは言えない。

●そこが不確かでは議論のしようがない。

●「3の事業」のイメージとして、発達障害者支援センターが山口県に1か所設置されている。それをイメージされているのかと思ったが、この予算で到底できる事業ではない。発達障害者支援センターの宇部市版を作ろうとしているのかなと思ってみたが、実際には大変で、これだけの人材の確保をこれだけの人件費ではできない。職員を非常勤で雇うわけにはいかない。こういった資格のある人は正規で雇わざるを得ない。そうすると、この予算では到底無理である。事業の内容については、発達障害者支援センターがやっていることと似ていると思う。

「4の事業」について、学校がバス1台借りて施設に来ていただいても、迷惑なだけである。物理的に受け入れられない。バス1台で40人、50人来られても、受け入れるスペースがない。

ひとつ提案として、今宇部市と直接の関係はないが、障害者優先調達推進法の関係で、宇部市が新たな取り組みとして、昨年度から学校給食を障害者施設で受けて、学校給食の配膳業務について障害のある人たちが働くという場を作ってもらった。東岐波小学校で平成25年度から始まっており、今年度は常盤中学校、鶉の島小学校と少しずつ波及している。そこで障害のある人たちが働く姿、障害があると言う必要もないが、そういうところがどんどん増えていくことで、自然なかかわりができてくる。そういったところをバックアップしていった方がいいのではないか。わざわざバスで来られてここが障害者の施設です、ここに障害がある人たちがおられます、言葉が悪いが動物園的な発想ではないか。すごく自然な形で触れ合える場づくりの方が大事ではないのかと思う。

「2の事業」についても、教員免許がないといけないのか。要するに、授業についていけない、本人はそういうつもりはないが授業を妨害する、そういう中で本人に寄り添うなら、教員でなくてもできるのではないか。仕事をしてよくあるのが、学校の先生がおられるので失礼だが、元学校の先生だったという人たちが、障害のある人たちが働くところのサポーターに入っているが、まず使い物にならない。どうしても昔の感覚、今の状況が理解できない中でされているので、上から目線で「このとおりにやらなかったら駄目だ」と言われる。だから、そういう点からすると、教員免許にこだわることはないのではないのか。

●それは、ただサポートするところに入るわけではないので、専門職でかつ発達障害のことをきちんと勉強された人が入ってサポートする、ということだと解釈している。実際にそういうことをしている先生を知っているが、やはり突発的な行動をとったりするので、その子の特性を理解しつつ、その発達段階に応じたサポートと教育をするところにかかわられるので、ただ授業の妨げにならないために寄り添うということではないので、専門職でないといけないと思うし、ただ教員の資格を持ってたらいいいのか、というとそうではなく、きちんと障害についての理解をされた先生がサポートする。特に幼稚園だとか小学校の早い段階で、発達の特性を理解してサポートするということで、かなり成長過程において色々な問題が少なくなってくるということは分かっているので、この取り組みは素晴らしいと思う。

●「2の事業」について、目的の中に「学力」とあるが、学力をつけるのが福祉なのか。教育ではないかと思う。

●「2の事業」について、目的を「学力」とすると納得を得にくい部分があると思う。ただ、現状として低学年、小学校の早期に学習支援員に入っていて、TT (Team Teaching) でやっていくのはすごく有効だと思うので、何らかの形でこういうことができればいいと思う。

●「2の事業」について、大事な事業だが、概要の中で「週3日の勤務条件」とある。発達障害だけでなく、障害のある子ども全般にわたって、例えば聴覚障害のある子どももいるし、目が見えにくい子どもや肢体不自由の子どももいる。そういう意味では、色々なところで、それぞれに応じた学習支援というのが必要になってくると思う。今、徐々に支援する先生というのは減ってきているのではないかと危惧している、やはり、きちんと職員

を配置して欲しい。日々の学習の中で、人とのかかわりの中でこどもの発達というのが見えてくるわけだから、そういう意味では週3日では無理だと思う。

教員の訓練というのが、現場というか保護者の方からも意見が出てきている。先生にきちんと障害を理解して欲しい。障害について分かって欲しい。「3の事業」で研修というのであれば、ここで先生や地域の公的な仕事をされる方の教育をして欲しい。

●「1の事業」は、緊急時でなければ利用できないのか。予防的な利用はできないのか。
(事務局) まずは障害福祉サービスの短期入所の利用で、その利用が難しいときに、緊急ショートの利用となる。

●「1の事業」について、杉並区をモデルにしたと説明があったが、その理由は。

(事務局) 立案検討会で、緊急ショートについて他市の事例をいくつか紹介したときに、杉並区の実例がいいのではないかと意見が出たので、杉並区の実例をモデルにしている。

●杉並区の実例の詳しい資料があったと思う。宇部市に合っている感じだったと思うが、次回の検討会で資料の配布等お願いしたい。

●事務局が、安心施策の4事業の素案を作成しているので、これをたたき台にして、委員の方ともう一回内容を見直しながら、次回の検討会で活発なご意見を頂けるとありがたい。

5 その他

(事務局) 今回の安心施策の素案を基に、障害者関係団体の皆さまにご意見をいただきたいと考えている。その中で、色々なご意見を参考にして、安心施策の事業を具体化していこうと考えている。

障害者関係団体との意見交換を7月中旬に行い、その意見をまとめ、第2回の検討会で今回の素案を再構築したものをお示ししたい。

●教育の現場で、障害者に携わっている人たちの意見集約や意見聴取は行ったのか。障害者関係団体の話は出たが、教育の現場で特に「2の事業」や「4の事業」の実施や事業の案について、現場で実際にかかわっている教員の意見集約は行ったのか。

(事務局) 立案検討会では、教育委員会の方にも来ていただいて、ご意見をいただいた中で、今回の素案を作成している。

(事務局) 次回の検討会について、事務局から案内する。